

## 社会福祉法人宇治病院に対する再生支援決定について

2014年8月8日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

社会福祉法人宇治病院

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社京都銀行（以下「京都銀行」という。）ほか

3. 事業再生計画の概要：別紙参照

4. 買取申込み等期間：2014年8月8日（金）から2014年8月29日（金）まで

（機構必着）

5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記4に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

6. 商取引債権の取扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する債権につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、商取引債権については支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、京都府宇治市内において病院、介護老人保健施設、介護老人福祉施設及び訪問看護事業等を営む社会福祉法人です。再生支援対象事業者の運営す

る医療・介護施設は、所在地域の住民に包括的な医療・介護サービスを提供しており、高い公共性を有する事業であるといえます。

特に、再生支援対象事業者が運営する宇治病院は病床不足地域である山城北医療圏に所在しており、また、宇治市は、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の施設数が全国平均と比較して少ないため、今後も高齢化の進行により医療・介護ニーズはさらに高まる見込みです。そのため、医療から介護まで切れ目ないサービスの提供を行っている再生支援対象事業者の地域への貢献は、非常に大きいといえます。

このような中、再生支援対象事業者が医療・介護サービスを提供できない状況に至った場合には、入院患者を中心とする施設利用者に多大な影響を与え、地域社会における影響は計り知れないものがあります。

一方で、再生支援対象事業者は、宇治市を中心として、約470名の雇用を担っており、再生支援対象事業者の再生は地域における雇用の安定に資するほか、地域経済への影響の観点からも有用な経営資源を有しているといえます。

そこで、機構が再生支援対象事業者の事業再生を支援することは、地域社会における医療・介護サービスの安定的な供給に貢献するものであるほか、地域経済の活性化にも寄与するものであり、十分な意義があると判断いたしました。

## (2) 機構の役割

本件において機構は、① 関係金融機関等調整、② 融資枠の設定、及び③ 経営人材の派遣について、一定の役割を果たすことを予定しています。

①について、機構は、関係金融機関等に対して債権放棄等の金融支援を依頼し、過大な有利子負債を圧縮し、再生支援対象事業者の財務体質の改善を図ります。

②について、機構は、一定金額の融資枠を設定し、再生支援対象事業者の確実な事業再生を推進すべく支援します。

③について、機構は、経営人材を派遣することにより再生支援対象事業者が安定した経営基盤を構築できるよう支援します。

## ※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の運営する医療・介護事業の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上

## (別紙) 事業再生計画の概要

### 第1 再生支援対象事業者の概要

① 再生支援対象事業者	社会福祉法人宇治病院
② 事務所の所在地	京都府宇治市五ヶ庄芝ノ東54番地の2
③ 設立日	1946年(昭和21年) 宇治病院を開設 1952年(昭和27年) 財団法人から社会福祉法人に組織変更
④ 基本金	32百万円
⑤ 事業	医療事業、介護事業
⑥ 役職員数	465名(2014年6月時点)
⑦ 主な事業所	医療事業: 宇治病院(京都府宇治市) ほか 介護事業: 平成老人保健施設、笠取ふれあい福祉センター(京都府宇治市) ほか
⑧ 取引銀行	京都銀行ほか
⑨ 財務状況 2014(平成26)年3月期	サービス活動収益: 3,141百万円、サービス活動増減差額: △76百万円、当期活動増減差額: △148百万円、総資産: 3,967百万円、純資産: 68百万円

### 第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、これまで地域の医療・介護ニーズの高まりに応じるために大規模な設備投資を行ってきました。しかしながら、医療機関の機能分化の流れに沿わない病床運営等により病床稼働率が低下したため、収益が低迷し、現在では収益に比して過大な借入金負担となっています。

2013年8月の一部病棟転換等により収益はやや改善しましたが、建物の老朽化による修繕や設備更新の必要にも迫られているにも関わらず、現在の収益では借入金の返済も困難な状況に陥っています。

そこで、再生支援対象事業者は、機構手続により財務体質を改善するとともに、医療・介護の質向上の土台となる経営改善を推し進めることを目的として、主要金融機関と協議の上で機構に再生支援の申込みを行うこととなりました。

### 第3 事業再生計画の概要

#### 1 基本方針

金融支援を受け財務体質を改善したうえで、地域ニーズ及び医療機関の機能分化の流れに沿った医療・介護サービスを実現し、当地での医療・介護事業の継続性を確保します。

## 2 主要施策

### (1) 医療と介護の連携強化

必要な医療・介護サービスを継続的かつ一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築のため、必要な情報を部門間で連携し、病院、介護老人保健施設、介護老人福祉施設及び訪問看護事業それぞれにおいて、高い稼働率を目指します。

### (2) 訪問看護体制の強化

地域の在宅患者に対するケアを充実させるために、訪問看護体制を強化します。

### (3) 経費削減施策の実施

コスト意識の徹底を図り、継続した費用削減施策の実行を目指します。

## 3 ガバナンス体制等

事業再建のため新たに就任した者以外の理事及び評議員はすべて退任し、事業の再建を担う役職者及び機構からの派遣役職員等が構成する新たなガバナンス体制へ移行します。

以上